

平成 25 年度尾鷲市生活交通ネットワーク計画
(地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 24 年 5 月 24 日
尾鷲市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

目的

本市は、市域の約 92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれている一方、市街地周辺部には 10 ヶ所の集落が点在し、それぞれの地域において過疎高齢化が進行していることから、これらの各地域の公共交通をいかにして結ぶかが重要な課題とされてきました。

本市の公共交通機関は、鉄道、路線バス、タクシー及び航路がその役割を担っています。鉄道は J R 紀勢本線、路線バスは「長島線」、「島勝線」、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」と、都市等を結ぶ長距離バス、航路は尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ須賀利巡航船が運行されています。

少子高齢化・過疎化等の理由により、本市の高齢化率は増加傾向にあり、通勤や通学で利用する人口も減少を続けており、公共交通サービスを維持確保していくためにはより多くの市民が公共交通を利用する必要がある、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められます。

これを実現するために、市民ニーズに応じた生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組んでまいります。

必要性

本市では、尾鷲市全体の公共交通の基本的な在り方を定めた「尾鷲市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成 21 年度から平成 23 年度の実証運行期間 3 年間の中で、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」の 3 路線について、民間路線等の幹線と有機的に連携し一体となって機能する交通ネットワークの形成とともに、乗降調査や利用者及び市民の意見等を踏まえ、順次改善しながら、実証運行を実施してきました。

また、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ航路「尾鷲須賀利航路」については、平成 22 年 12 月に「須賀利地区にバス運行を実現する市民の会」から悪天候時に運休になりやすい巡航船から安定した運行が望める陸路によるバス運行の実現を求める署名(署名総数 1,178 名、内須賀利地区 275 名)が提出されました。これを受け、昨年度からバス運行

についての地区説明会等を開催し、自治体が運行する路線として、幹線路線との交通ネットワークを形成する役割を明確にしたうえで、須賀利地区を運行する路線やダイヤ等を地区と協議してきました。昨年度末には、須賀利地区において、巡航船に代わるバス運行の是非について、書面決議が行われ、平成24年9月末をもって須賀利巡航船を廃止し、同年10月から須賀利線として、島勝線とを結ぶフィーダー運行に移行することが決定しました。

今後も、地域公共交通ネットワーク確保のために、民間の幹線路線等も含め、これらの路線を確保・維持していく必要があります。実証運行内容を基本とし、市内各地の地域特性に応じた以下のフィーダーバス路線を構築します。

●ふれあいバス尾鷲地区

本市市街地を中心に運行し、商業施設、観光施設の運行のほか、通院・通学の確保や公共交通空白地帯の解消を果たすとともに、幹線（南紀特急バス、南紀高速バス、JR列車）とが有機的に連携し、短距離移動においても利用可能なサービスを構築する。

●ふれあいバスハラソ線・八鬼山線

大型の商業施設、病院、高等学校等の無い周辺地域と市街地を結ぶ路線を構築し、買い物、通院、通学のための移動手段を確保する。

また、市内のみならず、線（バス、JR）と有機的に連携することで、利用者ニーズにきめ細かく対応した交通ネットワークを形成する。

●ふれあいバス須賀利線

平成24年10月から、現在運航中の須賀利巡航船に替わる新たな公共交通として、すべての便が既存の幹線路線である島勝線へ接続するフィーダーバス路線（須賀利線）を構築し、安定した輸送サービスを確保するとともに島勝線の利用者の増加に繋げ、須賀利線の運行により支線としての役割を果たしながら広域幹線路線が継続的に運行できるサービスを提供する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

アンケート調査（聞き取り調査）において、乗客のバス利用について満足度調査を行い5段階における評価を数値化しました。

前回お示ししました数値を、各路線、年度毎の設定に修正しました。

各路線のデータは下記の表のとおりで、実施した3路線（八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区）の平均値0.74を27年度の目標値に定めました。

（ハラソ線については現況0.87を維持。須賀利線については平均値0.74を維持）

公共交通利便性の市民の満足度の向上	路線名	現況	25年度	26年度	27年度
(0を基準とし最大値+2、最小値-2) +2:満足 +1:概ね満足 0:普通 -1:やや不満 -2:不満	八鬼山線	0.64	0.70	0.72	0.74
	ハラソ線	0.87	0.87	0.87	0.87
	尾鷲地区	0.67	0.71	0.73	0.74
	須賀利地区		0.74	0.74	0.74

周辺地域から地元高校への通学確保	現況	25年度	26年度	27年度
	40%	40%	40%	40%

(2) 事業の効果

- ・ 安心で安全な通学・通院手段の確保
- ・ 民間路線とのネットワーク形成による連携路線の利用者の増加

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

添付資料 ①路線図 ②時刻表 ③既存交通との整合性 ④運送事業者の決定方法 ⑤運送事業者を選定した経緯

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

6. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年度

- ・ 平成20年5月28日(第1回)協議会設立、事業内容について協議
- ・ 平成20年9月18日(第2回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画(案)について協議
- ・ 平成20年11月19日(第3回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画(案)について協議
- ・ 平成21年1月29日(第4回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画(案)について協議
事後評価について協議・承認
- ・ 平成21年3月19日(第5回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画及び連携計画に定める実証運行について承認
翌年度の事業計画について協議

平成 21 年度

- ・平成 21 年 9 月 7 日（第 1 回）平成 20 年度決算報告、バス停設置要望について協議
- ・平成 22 年 2 月 22 日（第 2 回）公共交通アンケート結果について協議
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 22 年度

- ・平成 22 年 7 月 29 日（第 1 回）ふれあいバス改善方針について協議
- ・平成 23 年 2 月 18 日（第 2 回）ふれあいバス改善方針について承認
翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

平成 23 年度

- ・平成 23 年 6 月 28 日（第 1 回）停留所の新規設置及び移動について協議・承認
- ・平成 24 年 2 月 20 日（第 2 回）翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

7. 利用者等の意見の反映

国、県、住民代表、事業者等各関係者が参加する協議会において検討結果に基づき策定

8. 協議会メンバーの構成員

別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号
(所 属) 市長公室政策調整係
(氏 名) 北村英之、塩崎桂士
(電 話) 0597-23-8134
(e-mail) sechousei@city.owase.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

3カ年

都道府県 (市区町村)	運行予定者	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの 別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象地域間幹線系 基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
三重県 (尾鷲市)	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバスハ鬼山線	地域内 フィーダー	25年度 5,120 26年度 5,120 27年度 5,120	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバスハ鬼山線 (東古江～三木里駅)	地域内 フィーダー	146 26年度 146 27年度 146	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	三重交通(株)	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバスハラソ線	地域内 フィーダー	3,845 26年度 3,845 27年度 3,845	①	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	小計			25年度 9,111 26年度 9,111 27年度 9,111			
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～紀伊松本)	地域内 フィーダー	1,280 26年度 1,280 27年度 1,280	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～光ヶ丘～尾鷲駅)	地域内 フィーダー	900 26年度 900 27年度 900	①	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	①
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバス尾鷲 地区(尾鷲駅～朝日町～夢古道おわせ前)	地域内 フィーダー	167 26年度 167 27年度 167	①	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	①
	小計			25年度 2,347 26年度 2,347 27年度 2,347			
	尾鷲市	尾鷲市コミュニティバス ふれあいバス須 賀利地区(須賀利～島勝)	地域内 フィーダー	1,619 26年度 1,619 27年度 1,619	①	バス停(島勝)にて 幹線「島勝線」に接続	①
	小計			25年度 1,619 26年度 1,619 27年度 1,619			
	合 計			25年度 13,077 26年度 13,077 27年度 13,077			

ふれあいバス八鬼山線
時刻表

尾鷲市街→漁業組合前→早田→三木浦→三木里駅→東古江
平成23年7月1日

古江三太里三太浦早田漁業組合前屋鷺市街

停留所名		時		刻	
東江	古	6:32			
しお	学舎	6:32			
新開	地	6:32			
八十八	橋	6:37			
山子	橋	6:38			
三木	下	6:38			
三木	駅	6:39			
三木	里	6:40	9:40	13:30	17:10
三木	里	6:41	9:41	13:31	17:11
三木	里	6:41	9:41	13:31	17:11
八十八	川	6:42	9:42	13:32	17:12
三木	里	6:42	9:42	13:32	17:12
三木	院	6:43	9:43	13:33	17:13
三木	院	6:43	9:43	13:33	17:13
三木	院	6:44	9:44	13:34	17:14
三木	宿	6:44	9:44	13:34	17:14
三木	宿	6:46	9:46	13:36	17:16
三木	山	6:48	9:48	13:38	17:18
三木	山	6:49	9:49	13:39	17:19
三木	山	6:49	9:49	13:39	17:19
三木	山	6:50	9:50	13:40	17:20
三木	山	6:51	9:51	13:41	17:21
三木	山	6:51	9:51	13:41	17:21
三木	山	6:53	9:53	13:43	17:23
三木	山	6:54	9:54	13:44	17:24
三木	山	6:59	9:59	13:49	17:29
三木	山	7:00	10:00	13:50	17:30
三木	山	7:01	10:01	13:51	17:31
三木	山	7:02	10:02	13:52	17:32
三木	山	7:03	10:03	13:53	17:33
三木	山	7:03	10:03	13:53	17:33
三木	山	7:10	10:10	14:00	17:40
三木	山	7:11	10:11	14:01	17:41
三木	山	7:12	10:12	14:02	17:42
三木	山	7:13	10:13	14:03	17:43
三木	山	7:13	10:13	14:03	17:43
三木	山	7:14	10:14	14:04	17:44
三木	山	7:15	10:15	14:05	17:45
三木	山	7:15	10:15	14:05	17:45
三木	山	7:16	10:16	14:06	17:46
三木	山	7:17	10:17	14:07	17:47
三木	山	7:18	10:18	14:08	17:48
三木	山	7:19	10:19	14:09	17:49
三木	山	7:34	10:34	14:24	18:04
三木	山	7:37	10:37	14:27	18:07
三木	山	7:38	10:38	14:28	18:08
三木	山	7:40	10:40	14:30	18:10
三木	山	7:41	10:41	14:31	18:11
三木	山	7:42	10:42	14:32	18:12
三木	山	7:43	10:43	14:33	18:13
三木	山	7:43	10:43	14:33	18:13
三木	山	7:44	10:44	14:34	18:14

尾鷲市西		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市東		尾鷲市	
------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	-----	--

ふれあいバスハラスン線 時刻表

平成23年7月1日

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	時		刻
梶	7:10	9:10	13:00
神	7:11	9:11	13:01
梶	7:11	9:11	13:01
西	7:16	9:16	13:06
逢	7:17	9:17	13:07
曾	7:18	9:18	13:08
賀	7:20	9:20	13:10
賀	7:20	9:20	13:10
賀	7:21	9:21	13:11
ふ	7:23	9:23	13:13
南	7:25	9:25	13:15
古	7:26	9:26	13:16
東	7:27	9:27	13:17
し	7:27	9:27	13:17
新	7:27	9:27	13:17
八	7:32	9:32	13:22
山	7:33	9:33	13:23
三	7:33	9:33	13:23
三	7:34	9:34	13:24
三	7:35	9:35	13:25
国	7:51	9:51	13:41
尾	7:54	9:54	13:44
ジ	7:55	9:55	13:45
野	7:57	9:57	13:47
栄	7:58	9:58	13:48
朝	7:59	9:59	13:49
尾	8:00	10:00	13:50
ハ	8:00	10:00	13:50
瀬	8:01	10:01	13:51

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	時		刻
瀬	8:15	11:55	15:55
ハ	8:15	11:55	15:55
尾	8:16	11:56	15:56
朝	8:17	11:57	15:57
栄	8:18	11:58	15:58
地	8:19	11:59	15:59
ジ	8:21	12:01	16:01
尾	8:22	12:02	16:02
国	8:24	12:04	16:04
三	8:41	12:21	16:21
三	8:42	12:22	16:22
三	8:43	12:23	16:23
山	8:43	12:23	16:23
八	8:44	12:24	16:24
新	8:49	12:29	16:29
し	8:49	12:29	16:29
東	8:49	12:29	16:29
古	8:50	12:30	16:30
南	8:51	12:31	16:31
ふ	8:53	12:33	16:33
賀	8:55	12:35	16:35
賀	8:56	12:36	16:36
賀	8:56	12:36	16:36
曾	8:58	12:38	16:38
逢	8:59	12:39	16:39
西	9:00	12:40	16:40
梶	9:05	12:45	16:45
神	9:05	12:45	16:45
梶	9:06	12:46	16:46

ふれあいバス(尾鷲地区) 時刻表

平成23年7月1日

紀伊松本〜尾鷲駅	紀伊松本	↓	7:25	↓	8:45			↓	11:25		↓	14:05		↓	16:55	
	椿園前	↓	7:28	↓	8:48			↓	11:28		↓	14:08		↓	16:58	
	大曽根浦駅前	↓	7:30	↓	8:50			↓	11:30		↓	14:10		↓	17:00	
	夢古道おわせ前								↓	12:55				↓	17:03	
	熊野古道センター前	↓	7:32	↓	8:52			↓	11:32	↓	12:56	↓	14:12		↓	17:04
	向井小学校前	↓	7:32	↓	8:52			↓	11:32	↓	12:56	↓	14:12		↓	17:04
	向井	↓	7:33	↓	8:53			↓	11:33	↓	12:57	↓	14:13		↓	17:05
	向井西	↓	7:33	↓	8:53			↓	11:33	↓	12:57	↓	14:13		↓	17:05
	二本松	↓	7:35	↓	8:55			↓	11:35	↓	12:59	↓	14:15		↓	17:07
	岡崎野田	↓	7:36	↓	8:56			↓	11:36	↓	13:00	↓	14:16		↓	17:08
	矢浜	↓	7:37	↓	8:57			↓	11:37	↓	13:01	↓	14:17		↓	17:09
	国市	↓	7:38	↓	8:58			↓	11:38	↓	13:02	↓	14:18		↓	17:10
	主婦の店前	↓	7:38	↓	8:58			↓	11:38	↓	13:02	↓	14:18		↓	17:10
	文化会館西	↓	7:39	↓	8:59			↓	11:39	↓	13:03	↓	14:19		↓	17:11
	瀬木山	↓	7:40	↓	9:00			↓	11:40	↓	13:04	↓	14:20		↓	17:12
	ハローワーク前	↓	7:40	↓	9:00			↓	11:40	↓	13:04	↓	14:20		↓	17:12
	尾鷲港	↓	7:41	↓	9:01			↓	11:41	↓	13:05	↓	14:21		↓	17:13
	朝日町	↓	7:42	↓	9:02			↓	11:42	↓	13:06	↓	14:22		↓	17:14
	栄町	↓	7:43	↓	9:03			↓	11:43	↓	13:07	↓	14:23		↓	17:15
	尾鷲駅	↓	7:45	↓	9:05			↓	11:45	↓	13:09	↓	14:25		↓	17:17

JR列車 (尾鷲駅)	松阪方面	7:32	9:14		特10:01		12:38 特13:33		17:25	
	新宮方面	7:37	9:03			12:01	特12:38		特15:36	17:13

尾鷲駅〜尾鷲総合病院〜光ヶ丘〜尾鷲駅	尾鷲駅	↓	7:50	↓	9:10	↓	10:00	↓	10:30	↓	11:50	↓	13:09		↓	15:40	↓	17:20	↓	18:00
	尾鷲駅口	↓	7:52	↓	9:12	↓	10:02	↓	10:32	↓	11:52	↓	13:11		↓	15:42	↓	17:22	↓	18:02
	市役所前	↓	7:53	↓	9:13	↓	10:03	↓	10:33	↓	11:53	↓	13:12		↓	15:43	↓	17:23	↓	18:03
	尾鷲総合病院	↓	7:55	↓	9:15	↓	10:05	↓	10:35	↓	11:55	↓	13:14		↓	15:45	↓	17:25	↓	18:05
	大滝	↓	7:57	↓	9:17	↓	10:07	↓	10:37	↓	11:57	↓	13:16		↓	15:47	↓	17:27	↓	18:07
	新田	↓	7:58	↓	9:18	↓	10:08	↓	10:38	↓	11:58	↓	13:17		↓	15:48	↓	17:28	↓	18:08
	自動車学校前	↓	7:59	↓	9:19	↓	10:09	↓	10:39	↓	11:59	↓	13:18		↓	15:49	↓	17:29	↓	18:09
	光ヶ丘	↓	8:00	↓	9:20	↓	10:10	↓	10:40	↓	12:00	↓	13:19		↓	15:50	↓	17:30	↓	18:10
	大滝	↓	8:02	↓	9:22	↓	10:12	↓	10:42	↓	12:02	↓	13:21		↓	15:52	↓	17:32	↓	18:12
	尾鷲総合病院	↓	8:04	↓	9:24	↓	10:14	↓	10:44	↓	12:04	↓	13:23		↓	15:54	↓	17:34	↓	18:14
	イオン前	↓	8:06	↓	9:26	↓	10:16	↓	10:46	↓	12:06	↓	13:25		↓	15:56	↓	17:36	↓	18:16
	ホテル望月前	↓	8:07	↓	9:27	↓	10:17	↓	10:47	↓	12:07	↓	13:26		↓	15:57	↓	17:37	↓	18:17
	野地町	↓	8:09	↓	9:29	↓	10:19	↓	10:49	↓	12:09	↓	13:28		↓	15:59	↓	17:39	↓	18:19
	尾鷲駅	↓	8:10	↓	9:30	↓	10:20	↓	10:50	↓	12:10	↓	13:29		↓	16:00	↓	17:40	↓	18:20

JR列車 (尾鷲駅)	松阪方面		特10:01			12:38	特13:33			特18:15
	新宮方面			特10:34		特12:38		15:49 特15:36		18:37

尾鷲駅〜紀伊松本	尾鷲駅	↓	8:20		↓	10:55		↓	12:41	↓	13:40		↓	16:05		↓	18:20
	栄町	↓	8:22		↓	10:57		↓	12:43	↓	13:42		↓	16:07		↓	18:22
	朝日町	↓	8:23		↓	10:58		↓	12:44	↓	13:43		↓	16:08		↓	18:23
	尾鷲港	↓	8:24		↓	10:59		↓	12:45	↓	13:44		↓	16:09		↓	18:24
	ハローワーク前	↓	8:24		↓	10:59		↓	12:45	↓	13:44		↓	16:09		↓	18:24
	瀬木山	↓	8:25		↓	11:00		↓	12:46	↓	13:45		↓	16:10		↓	18:25
	文化会館西	↓	8:25		↓	11:00		↓	12:46	↓	13:45		↓	16:10		↓	18:25
	主婦の店前	↓	8:26		↓	11:01		↓	12:47	↓	13:46		↓	16:11		↓	18:26
	国市	↓	8:27		↓	11:02		↓	12:48	↓	13:47		↓	16:12		↓	18:27
	矢浜	↓	8:28		↓	11:03		↓	12:49	↓	13:48		↓	16:13		↓	18:28
	岡崎野田	↓	8:29		↓	11:04		↓	12:51	↓	13:49		↓	16:14		↓	18:29
	二本松	↓	8:30		↓	11:05		↓	12:51	↓	13:50		↓	16:15		↓	18:30
	向井西	↓	8:32		↓	11:07		↓	12:53	↓	13:52		↓	16:17		↓	18:32
	向井	↓	8:32		↓	11:07		↓	12:53	↓	13:52		↓	16:17		↓	18:32
	向井小学校前	↓	8:33		↓	11:08		↓	12:54	↓	13:53		↓	16:18		↓	18:33
	熊野古道センター前	↓	8:33		↓	11:08		↓	12:54	↓	13:53		↓	16:18		↓	18:33
	夢古道おわせ前	↓	8:34					↓	12:55								
	大曽根浦駅前	↓	8:37		↓	11:10				↓	13:55		↓	16:20		↓	18:35
	椿園前	↓	8:39		↓	11:12				↓	13:57		↓	16:22		↓	18:37
	紀伊松本	↓	8:41		↓	11:15				↓	14:00		↓	16:25		↓	18:40

須賀利線ダイヤ

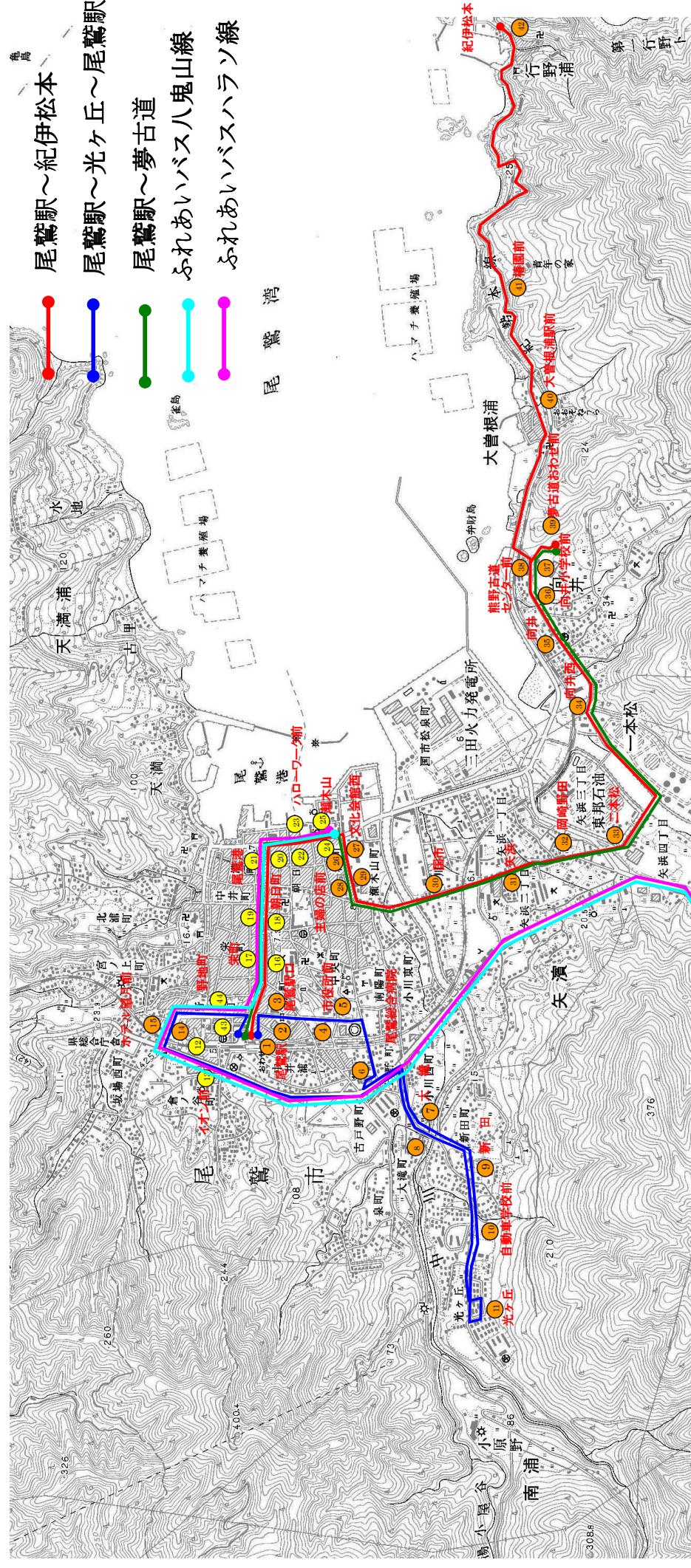
須賀利～島勝～国道相賀～瀬木山						
須賀利線（尾鷲方面）			島勝線（尾鷲方面）			
須賀利	6:35	⇒	島勝	6:50	⇒	島勝 7:00 ⇒ 瀬木山 7:49
須賀利	7:45	⇒	島勝	8:00	⇒ ▲	島勝 8:10 ⇒ 瀬木山 8:59
須賀利	8:55	⇒	島勝	9:10	⇒ ■	島勝 9:20 ⇒ 瀬木山 10:09
須賀利	12:20	⇒	島勝	12:35	⇒	島勝 12:45 ⇒ 瀬木山 13:34
須賀利	14:20	⇒	島勝	14:35	⇒	島勝 14:45 ⇒ 瀬木山 15:34
須賀利	18:00	⇒	島勝	18:15	⇒	島勝 18:25 ⇒ 国道相賀 18:49



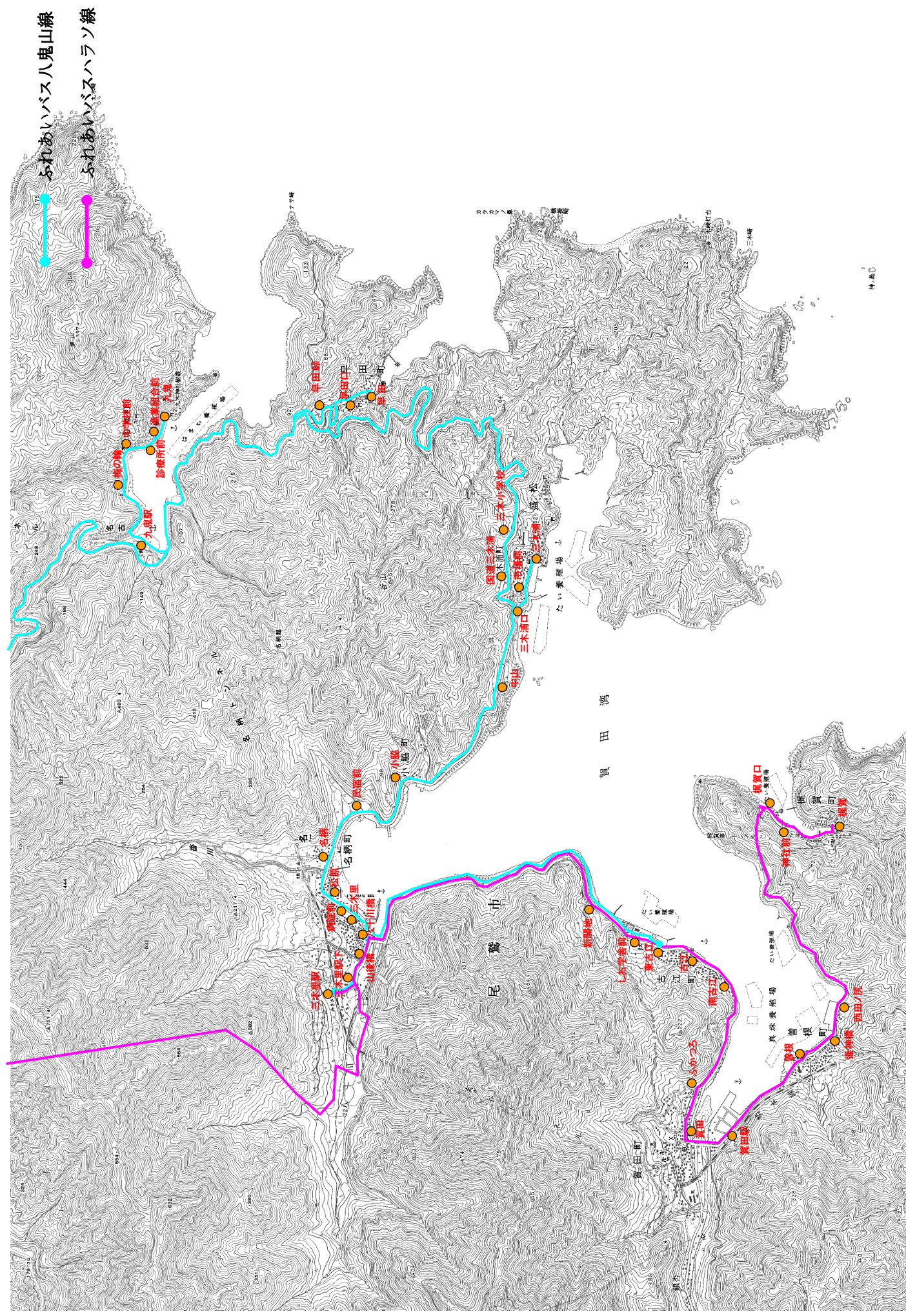
瀬木山～国道相賀～島勝～須賀利						
島勝線（須賀利方面）			須賀利線（須賀利方面）			
国道相賀	6:30	⇒	島勝	6:54	⇒	島勝 7:00 ⇒ 須賀利 7:15
瀬木山	8:20	⇒	島勝	9:09	⇒	島勝 9:15 ⇒ 須賀利 9:30
瀬木山	11:45	⇒	島勝	12:34	⇒	島勝 12:40 ⇒ 須賀利 12:55
瀬木山	13:45	⇒	島勝	14:34	⇒	島勝 14:40 ⇒ 須賀利 14:55
瀬木山	17:30	⇒	島勝	18:19	⇒	島勝 18:25 ⇒ 須賀利 18:40

※日曜は運休
 ▲印は、平日運行
 ■印は、土曜、祝日運行

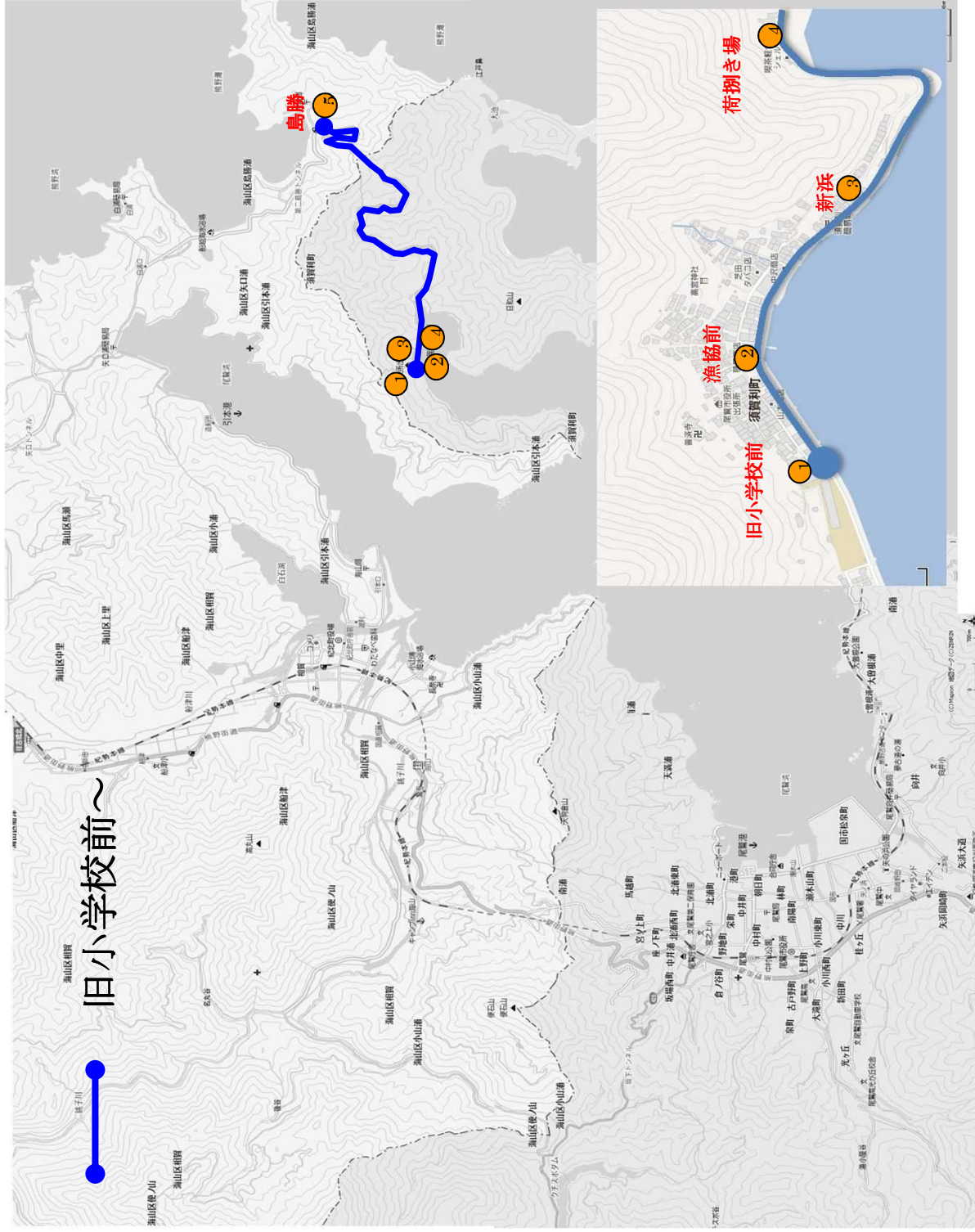
ふれあいバス路線図



路線及び停留所図面(九鬼・早田・韃内地区)



ふれあいバス須賀利地区路線図



八鬼山線については、三木駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

[illegible]

③既存交通との整合性

ハラソ線については、賀田駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

梶賀→賀田駅→古江→三木里駅→尾鷲市街

停留所名	時	刻
梶神		
梶西		
逢		
曾		
賀田駅（着）	7:20	13:10
賀田駅（発）	7:20	13:10
賀	7:21	13:11
ふ	7:23	13:13
南		
古		
東		
し		
新		
八		
山		
三		
三		
三		
国		
尾鷲市病院前	7:54	13:44
ジャスコ前	7:55	13:45
野	7:57	13:47
栄	7:58	13:48
朝	7:59	13:49
尾	8:00	13:50
ハローワーク前	8:00	13:50
瀬	8:01	13:51

尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

停留所名	時	刻
瀬	8:15	15:55
ハローワーク前	8:15	15:55
尾		
朝		
栄		
ジャスコ前	8:22	16:02
尾鷲市病院前	8:22	16:02
国道矢	8:24	16:04
三木里駅（着）	8:41	16:21
三木里駅（発）		
三木里		
山		
八		
新		
し		
東		
古		
南		
ふ		
賀		
賀田駅（着）	8:56	16:36
賀田駅（発）	8:56	16:36
曾	8:58	16:38
逢	8:59	16:39
西		
梶		
神		
梶		

③既存交通との整合性

尾鷲地区区については、尾鷲駅においては、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

紀伊松本、尾鷲駅																
紀伊松本	↓	7:25	↓	8:45				↓	11:25		↓	14:05	↓	16:55		
椿園前	↓	7:28	↓	8:48				↓	11:28		↓	14:08	↓	16:58		
大曽根浦駅前	↓	7:30	↓	8:50				↓	11:30		↓	14:10	↓	17:00		
夢古道おわせ前										↓	12:55		↓	17:03		
熊野古道一ツタ前	↓	7:32	↓	8:52				↓	11:32	↓	12:56	↓	14:12	↓	17:04	
向井小学校前	↓	7:32	↓	8:52				↓	11:32	↓	12:56	↓	14:12	↓	17:04	
向井	↓	7:33	↓	8:53				↓	11:33	↓	12:57	↓	14:13	↓	17:05	
向井西	↓	7:33	↓	8:53				↓	11:33	↓	12:57	↓	14:13	↓	17:05	
二本松	↓	7:35	↓	8:55				↓	11:35	↓	12:59	↓	14:15	↓	17:07	
岡崎野田	↓	7:36	↓	8:56				↓	11:36	↓	13:00	↓	14:16	↓	17:08	
矢浜	↓	7:37	↓	8:57				↓	11:37	↓	13:01	↓	14:17	↓	17:09	
国市	↓	7:38	↓	8:58				↓	11:38	↓	13:02	↓	14:18	↓	17:10	
主婦の店前	↓	7:38	↓	8:58				↓	11:38	↓	13:02	↓	14:18	↓	17:10	
文化会館西	↓	7:39	↓	8:59				↓	11:39	↓	13:03	↓	14:19	↓	17:11	
瀬木山	↓	7:40	↓	9:00				↓	11:40	↓	13:04	↓	14:20	↓	17:12	
ハローワーク前	↓	7:40	↓	9:00				↓	11:40	↓	13:04	↓	14:20	↓	17:12	
尾鷲港	↓	7:41	↓	9:01				↓	11:41	↓	13:05	↓	14:21	↓	17:13	
朝日町	↓	7:42	↓	9:02				↓	11:42	↓	13:06	↓	14:22	↓	17:14	
栄町	↓	7:43	↓	9:03				↓	11:43	↓	13:07	↓	14:23	↓	17:15	
尾鷲駅	↓	7:45	↓	9:05				↓	11:45	↓	13:09	↓	14:25	↓	17:17	
								JR紀勢線 特急南紀 新宮行(12:01発)			↓		JR紀勢線 特急南紀 名古屋行(13:33発)		JR紀勢線 多気行(17:25発)	

JR紀勢線 多気行(7:32着) 名古屋行(7:37着)		JR紀勢線 新宮行(9:03着)		JR紀勢線 名古屋行(10:01着)		JR紀勢線 勝浦行(12:38着)		JR紀勢線 名古屋行(15:36着)		JR紀勢線 新宮行(17:13着)	
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
尾鷲 駅	7:50	9:10	10:00	10:30	11:50	13:09	15:40	17:20	18:00		
尾鷲 駅	7:52	9:12	10:02	10:32	11:52	13:11	15:42	17:22	18:02		
市役所前	7:53	9:13	10:03	10:33	11:53	13:12	15:43	17:23	18:03		
尾鷲総合病院	7:55	9:15	10:05	10:35	11:55	13:14	15:45	17:25	18:05		
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓		
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓		
大滝	7:57	9:17	10:07	10:37	11:57	13:16	15:47	17:27	18:12		
新田	7:58	9:18	10:08	10:38	11:58	13:17	15:48	17:28	18:14		
自動車学校前	7:59	9:19	10:09	10:39	11:59	13:18	15:49	17:29	18:16		
光ヶ丘	8:00	9:20	10:10	10:40	12:00	13:19	15:50	17:30	18:17		
大滝	8:02	9:22	10:12	10:42	12:02	13:21	15:52	17:32	18:19		
尾鷲総合病院	8:04	9:24	10:14	10:44	12:04	13:23	15:54	17:34	18:20		
イオン前	8:06	9:26	10:16	10:46	12:06	13:25	15:56	17:36	18:21		
ホテル望月前	8:07	9:27	10:17	10:47	12:07	13:26	15:57	17:37	18:22		
野地町	8:09	9:29	10:19	10:49	12:09	13:28	15:59	17:39	18:23		
尾鷲 駅	8:10	9:30	10:20	10:50	12:10	13:29	16:00	17:40	18:24		
↓											
JR紀勢線 特急南紀 名古屋行(10:01発)				JR紀勢線 特急南紀 勝浦行(10:34発)				JR紀勢線 名古屋行(16:37発)			
JR紀勢線 特急南紀 名古屋行(18:37発)				JR紀勢線 名古屋行(13:33発)				JR紀勢線 名古屋行(18:37発)			

尾鷲駅、尾鷲総合病院、光ヶ丘、尾鷲駅

尾鷲駅→紀伊松本					JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(10:34着)	JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(12:38着)	JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(13:33着)	JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(15:36着)	JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(18:15着)
尾鷲駅	↓	8:20			↓ 10:55	↓ 12:41	↓ 13:40	↓ 16:05	↓ 18:20
栄町	↓	8:22			↓ 10:57	↓ 12:43	↓ 13:42	↓ 16:07	↓ 18:22
朝日町	↓	8:23			↓ 10:58	↓ 12:44	↓ 13:43	↓ 16:08	↓ 18:23
尾鷲港	↓	8:24			↓ 10:59	↓ 12:45	↓ 13:44	↓ 16:09	↓ 18:24
ハローワーク前	↓	8:24			↓ 10:59	↓ 12:45	↓ 13:44	↓ 16:09	↓ 18:24
瀬木山	↓	8:25			↓ 11:00	↓ 12:46	↓ 13:45	↓ 16:10	↓ 18:25
文化会館西	↓	8:25			↓ 11:00	↓ 12:46	↓ 13:45	↓ 16:10	↓ 18:25
主婦の店前	↓	8:26			↓ 11:01	↓ 12:47	↓ 13:46	↓ 16:11	↓ 18:26
国市	↓	8:27			↓ 11:02	↓ 12:48	↓ 13:47	↓ 16:12	↓ 18:27
矢浜	↓	8:28			↓ 11:03	↓ 12:49	↓ 13:48	↓ 16:13	↓ 18:28
岡崎野田	↓	8:29			↓ 11:04	↓ 12:51	↓ 13:49	↓ 16:14	↓ 18:29
二本松	↓	8:30			↓ 11:05	↓ 12:51	↓ 13:50	↓ 16:15	↓ 18:30
向井西	↓	8:32			↓ 11:07	↓ 12:53	↓ 13:52	↓ 16:17	↓ 18:32
向井	↓	8:32			↓ 11:07	↓ 12:53	↓ 13:52	↓ 16:17	↓ 18:32
向井小学校前	↓	8:33			↓ 11:08	↓ 12:54	↓ 13:53	↓ 16:18	↓ 18:33
熊野古廻 ヤンター前	↓	8:33			↓ 11:08	↓ 12:54	↓ 13:53	↓ 16:18	↓ 18:33
夢古道おわせ前	↓	8:34				↓ 12:55			
大曾根浦駅前	↓	8:37			↓ 11:10		↓ 13:55	↓ 16:20	↓ 18:35
椿園前	↓	8:39			↓ 11:12		↓ 13:57	↓ 16:22	↓ 18:37
紀伊松本	↓	8:41			↓ 11:15		↓ 14:00	↓ 16:25	↓ 18:40

③既存交通との整合性

須賀利線については、島勝バス停において、三重交通路線バス島勝線に接続しています。

須賀利線				
平日	須賀利 6:35 → 島勝 6:50	➡	三重交通 島勝線 (7:00発)	
	須賀利 7:15 ← 島勝 7:00	⇐	三重交通 島勝線 (6:54着)	
	須賀利 7:45 → 島勝 8:00	➡	三重交通 島勝線 (8:10発)	
	須賀利 8:55 → 島勝 9:10	➡	三重交通 島勝線 (9:20発)	
土曜祝日	須賀利 9:30 ← 島勝 9:15	⇐	三重交通 島勝線 (9:09着)	
	須賀利 12:20 → 島勝 12:35	➡	三重交通 島勝線 (12:45発)	
	須賀利 12:55 ← 島勝 12:40	⇐	三重交通 島勝線 (12:34着)	
	須賀利 14:20 → 島勝 14:35	➡	三重交通 島勝線 (14:45発)	
	須賀利 14:55 ← 島勝 14:40	⇐	三重交通 島勝線 (14:34着)	
	須賀利 18:00 → 島勝 18:15	➡	三重交通 島勝線 (14:45発)	
	須賀利 18:40 ← 島勝 18:25	⇐	三重交通 島勝線 (18:19着)	

④運送事業者の決定方法、⑤運送業者を選定した経緯

○ふれあいバス尾鷲地区

1. 選定方法

- ・プロポーザル方式により選定

2. 選定の経緯

項 目	日 程
① 公募の周知及び公募要領等の配布	平成24年1月23日（月）から1月30日（月）
② 質問の受付期間	平成24年1月23日（月）から2月2日（木）
③ 質問への回答	平成24年2月3日（金）
④ 申請書類の受付期間	平成24年2月3日（金）から2月13日（月）
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）	平成24年2月15日（水）
⑥ 候補者の選定及び優秀者との交渉	平成24年2月16日（木）から2月17日（金）
⑦ 選定結果の通知及び公表	平成24年2月20日（月）
⑧ 協定の締結	平成24年2月下旬
⑨ 業務開始	平成24年4月1日（日）

3. 選定事業者

- ・三重交通株式会社

○ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線

1. 選定方法

- ・随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号）

2. 選定の経緯

項 目	日 程
①仕様書及び見積徴収依頼の送付	平成24年2月21日（火）
②業者から提出された金額が予定価格内であったため、落札となり、契約締結	平成24年3月2日（金）

③選定業者

- ・三重交通株式会社

○ふれあいバス須賀利地区

1. 選定方法

- ・プロポーザル方式により選定

2. 選定の経緯

項 目	日 程
① 公募の周知及び公募要領等の配布	平成24年6月下旬
② 質問の受付期間	平成24年6月下旬
③ 質問への回答	平成24年6月下旬
④ 申請書類の受付期間	平成24年7月上旬
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）	平成24年7月上旬
⑥ 候補者の選定及び優秀者との交渉	平成24年7月中旬
⑦ 選定結果の通知及び公表	平成24年7月下旬
⑧ 協定の締結	平成24年8月上旬
⑨ 業務開始	平成24年10月1日

3. 選定事業者

9月議会にて承認

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	三重交通株式会社	平成25年度分
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,128,127	千円	営業外収益	30,486	千円
	営業費用	7,322,496	千円	営業外費用	28,168	千円
	営業損益	△ 1,194,369	千円	営業外損益	2,318	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,843,096.2	km			経常収支率	83.78 %

基準期間の前年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,141,960	千円	営業外収益	36,261	千円
	営業費用	7,270,005	千円	営業外費用	26,695	千円
	営業損益	△ 1,128,045	千円	営業外損益	9,566	千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,931,477.8	km			経常収支率	84.67 %

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,336,463	千円	営業外収益	47,676	千円
	営業費用	7,253,063	千円	営業外費用	23,690	千円
	営業損益	△ 916,600	千円	営業外損益	23,986	千円
基準期間の前々年 年度の 実車走行キロ(ハ'')	24,172,703.7	km			経常収支率	87.73 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間の前々年度の」 ロ'÷ハ''=a)	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間の前年度の」 ロ'÷ハ'=b)	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間」 ロ÷ハ=c)	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2=d
東海	301円03銭	318円19銭	321円76銭	0.0341 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^a	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	332円84銭	348円76銭	332円84銭	269円60銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程			補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (「チー(リ+ス)」÷「チール」)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ		ス	ヌ	ル		
東海	第1号	尾鷲市ミエシティバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	183 日	2,920 回	往 30.6 Km 復 30.6 Km	平均) 30.6 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	Km	Km	100.000%	89,352.0 Km
	第2号	尾鷲市ミエシティバス 八鬼山線	三木里駅前		東古江	183 日	730 回	往 3.4 Km 復 3.4 Km	3.4 Km	往 Km 復 Km	Km	Km	Km	100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市ミエシティバス ハラノ線	瀬木山	三木里駅前	梶賀	183 日	2,920 回	往 24.5 Km 復 24.5 Km	24.5 Km	往 Km 復 Km	Km	Km	Km	100.000%	71,540.0 Km
合計		3系統						往 58.5 Km 復 58.5 Km	58.5 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	0.0 Km	0.0 Km		163,374.0 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:「フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノの額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:「カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 「フーカ」=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助室内定申請額 (「ネ又はナのうちいずれか小さいほうの額」) ラ
東海	第1号	29,739,919 円	98円58銭	8,808,320 円	20,931,599 円	20,931,599 円	20,931 千円	10,465.5 千円		
	第2号	826,108 円	97円69銭	242,466 円	583,642 円	583,642 円	583 千円	291.5 千円		
	第3号	23,811,373 円	113円03銭	8,086,166 円	15,725,207 円	15,725,207 円	15,725 千円	7,862.5 千円		
合計		54,377,400 円		17,136,952 円	37,240,448 円	37,240,448 円	37,239 千円	18,619 千円	9,111 千円	9,111 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的 概要
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	20,931,599 円										
	第2号	583,642 円										
	第3号	15,725,207 円										
合計		37,240,448 円	28,129,448 円	円	%	28,129,448 円	100.0 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）						
補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前々年 度) a	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷a)-1)+(g÷f)- 1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
東海	第1号	116円56銭	110円00銭	104円19銭	-0.0545 %	98円58銭
	第2号	118円78銭	110円00銭	104円19銭	-0.0633 %	97円69銭
	第3号	93円82銭	100円63銭	106円16銭	0.0637 %	113円03銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

- (1) 記載要領
- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
 - 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
 - 17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	尾鷲市	平成25年度分
------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,407 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	1,407 千円
	営業費用	11,000 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	11,000 千円
	営業損益	△ 9,593 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 9,593 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	52,231.5 km	経常収支率		12.79	%	

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ ヲ
東海	210円60銭	338円42銭	210円60銭	26円93銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率	計画実車走行キロ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	ヲ				
東海	第1号	尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365	日	3,650	回	往 7.8 Km	平均)	往 Km	平均)	%	28,470.0 Km	
										復 7.8 Km	7.8 Km	復 Km	Km			復 Km
	第2号	尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365	日	3,285	回	往 6.1 Km	平均)	往 Km	平均)	%	20,038.5 Km	
										復 Km	6.1 Km	復 Km	Km			復 Km
	第3号	尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道おわせ	365	日	730	回	往 5.1 Km	平均)	往 Km	平均)	%	3,723.0 Km	
										復 5.1 Km	5.1 Km	復 Km	Km			復 Km
								日	回	往 Km	平均)	往 Km	平均)	%	Km	
								日	回	往 Km	平均)	往 Km	平均)			
合計		3系統								往 19.0 Km		往 0.0 Km		往 0.0 Km		52,231.5 Km
										復 12.9 Km	19.0 Km	復 0.0 Km	0.0 Km	復 0.0 Km	0.0 Km	

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (前々年度の乗積額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ＝ヨ	ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助並内定申請 額 (ネ又はナのうちいずれ か少ないほうの額) ラ
東海	第1号	5,995,782 円	26円93銭	766,697 円	5,229,085 円	5,229,085 円	5,229 千円	2,614.5 千円		
	第2号	4,220,108 円	26円93銭	539,636 円	3,680,472 円	3,680,472 円	3,680 千円	1,840.0 千円		
	第3号	784,063 円	26円93銭	100,260 円	683,803 円	683,803 円	683 千円	341.5 千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
		円		円	円	円	千円	千円		
合計	10,999,953 円			1,406,593 円	9,593,360 円	9,593,360 円	9,592 千円	4,796 千円	2,347 千円	2,347 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	5,229,085 円										
	第2号	3,680,472 円										
	第3号	683,803 円										
	0	0 円										
	0	0 円										
合計		9,593,360 円	7,246,360 円	円	%	7,246,360 円	100.0 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	尾鷲市	平成25年度分
------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	736 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	736 千円
	営業費用	7,934 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	7,934 千円
	営業損益	△ 7,198 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 7,198 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	21,720.0 km	経常収支率				9.28 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	365円28銭	338円59銭	338円59銭	33円88銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分以外部分のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	チ	リ	ヌ		
東海	第1号	須賀利線	須賀利	漁協	島勝	365 日	3,620 回	往 6.0 Km 復 6.0 Km	平均) 6.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	100.000%	21,720.0 Km
	第2号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
	第3号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
	第4号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
	第5号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
合計		5系統						往 6.0 Km 復 6.0 Km	6.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		21,720.0 Km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ ト	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (前々年度の乗積額) ト×ヲ以上の額:カ ワ	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ ワ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 フーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上 限額 ナ	国庫補助並内定申請 額 (ネ又はナのうちいずれ か少ないほうの額) ラ
東海	第1号	7,354,174 円	33円88銭	735,873 円	6,618,301 円	6,618,301 円	6,618 千円	3,309.0 千円		
	第2号									
	第3号									
	第4号									
	第5号									
合計		7,354,174 円		735,873 円	6,618,301 円	6,618,301 円	6,618 千円	3,309 千円	1,619 千円	1,619 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	7,198,008 円										
	第2号	0 円										
	第3号	0 円										
	第4号	0 円										
	第5号	0 円										
合計		7,198,008 円	5,579,008 円	円	%	5,579,008 円	100.0 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者には別表2）の名称を記載すること。

2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12. 「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15. 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	三重交通株式会社	平成26年度分
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,128,127	千円	営業外収益	30,486	千円
	営業費用	7,322,496	千円	営業外費用	28,168	千円
	営業損益	△ 1,194,369	千円	営業外損益	2,318	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,843,096.2	km		経常収支率	83.78	%

基準期間の前年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,141,960	千円	営業外収益	36,261	千円
	営業費用	7,270,005	千円	営業外費用	26,695	千円
	営業損益	△ 1,128,045	千円	営業外損益	9,566	千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,931,477.8	km		経常収支率	84.67	%

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,336,463	千円	営業外収益	47,676	千円
	営業費用	7,253,063	千円	営業外費用	23,690	千円
	営業損益	△ 916,600	千円	営業外損益	23,986	千円
基準期間の前々年 年度の 実車走行キロ(ハ'')	24,172,703.7	km		経常収支率	87.73	%

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間の前々年度」) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間の前年度」) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間」) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2=d
東海	301円03銭	318円19銭	321円76銭	0.0341 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))^a	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ イ
東海	332円84銭	348円76銭	332円84銭	269円60銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程			補助ブロック外乗入れ部分及び 同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率 (「チー(リ+ヌ)」÷「チ ル」)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ		チー(リ+ヌ)÷チ ル				
東海	第1号	尾鷲市ミエチノバス 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365	日	2,920	回	往 30.6 Km 復 30.6 Km	平均) 30.6 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	100.000%	89,352.0 Km
	第2号	尾鷲市ミエチノバス 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365	日	730	回	往 3.4 Km 復 3.4 Km	3.4 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市ミエチノバス ハラノ線	瀬木山	三木里駅前	梶賀	365	日	2,920	回	往 24.5 Km 復 24.5 Km	24.5 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	100.000%	71,540.0 Km
合計		3系統								往 58.5 Km 復 58.5 Km	58.5 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	163,374.0 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:「フ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 ノの額 ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:「カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 「フーカ」=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限度額 ナ	国庫補助室内定申請額 (「ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額」) ラ
東海	第1号	29,739,919 円	98円58銭	8,808,320 円	20,931,599 円	20,931,599 円	20,931 千円	10,465.5 千円		
	第2号	826,108 円	97円69銭	242,466 円	583,642 円	583,642 円	583 千円	291.5 千円		
	第3号	23,811,373 円	113円03銭	8,086,166 円	15,725,207 円	15,725,207 円	15,725 千円	7,862.5 千円		
合計		54,377,400 円		17,136,952 円	37,240,448 円	37,240,448 円	37,239 千円	18,619 千円	9,111 千円	9,111 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	20,931,599 円										
	第2号	583,642 円										
	第3号	15,725,207 円										
合計		37,240,448 円	28,129,448 円	円	%	28,129,448 円	100.0 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）						
補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前々年 度) a	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷a)-1)+(g÷f)- 1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
東海	第1号	116円56銭	110円00銭	104円19銭	-0.0545 %	98円58銭
	第2号	118円78銭	110円00銭	104円19銭	-0.0633 %	97円69銭
	第3号	93円82銭	100円63銭	106円16銭	0.0637 %	113円03銭

- ※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。
- (1) 記載要領
- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
 - 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
 - 17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	尾鷲市	平成26年度分
------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,407	千円	営業外収益		千円
	営業費用	11,000	千円	営業外費用		千円
	営業損益	△ 9,593	千円	営業外損益	0	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	52,231.5	km	経常収支率		12.79	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	210円60銭	338円42銭	210円60銭	26円93銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び 同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率	計画実車走行キロ			
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	ヲ						
東海	第1号	尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365	日	3,650	回	往 7.8 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	100.000%	28,470.0 Km	
										復 7.8 Km	7.8 Km	復 Km	Km	復 Km	Km			
	第2号	尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365	日	3,285	回	往 6.1 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	100.000%	20,038.5 Km	
										復 Km	6.1 Km	復 Km	Km	復 Km	Km			
	第3号	尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道おわせ	365	日	730	回	往 5.1 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	100.000%	3,723.0 Km	
										復 5.1 Km	5.1 Km	復 Km	Km	復 Km	Km			
								日	回	往 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	%	Km	
									日	回	往 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	%	Km
合計		3系統								往 19.0 Km 復 12.9 Km	19.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		52,231.5 Km	

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (前々年度の乗積額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ－カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助額 内定申請 額 (ネ又はナのうちいづれ か少ないほうの額) ラ						
東海	第1号	5,995,782	円	26円93銭	766,697	円	5,229,085	円	5,229,085	円	2,614.5	千円				
	第2号	4,220,108	円	26円93銭	539,636	円	3,680,472	円	3,680,472	円	1,840.0	千円				
	第3号	784,063	円	26円93銭	100,260	円	683,803	円	683,803	円	341.5	千円				
			円			円		円		千円		千円				
			円			円		千円		千円		千円				
合計		10,999,953	円		1,406,593	円	9,593,360	円	9,593,360	円	4,796	千円	2,347	千円	4,796	千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	5,229,085 円										
	第2号	3,680,472 円										
	第3号	683,803 円										
	0 円											
	0 円											
合計		9,593,360 円	4,797,360 円	円	%	4,797,360 円	100.0 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統（乗合バス型運行）用）

事業者名	尾鷲市	平成26年度分
------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	736 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	736 千円
	営業費用	7,934 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	7,934 千円
	営業損益	△ 7,198 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 7,198 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	21,720.0 km	経常収支率				9.28 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	365円28銭	338円59銭	338円59銭	33円88銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程			同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程			補助ブロック外乗入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ))÷チ＝ ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ								
東海	第1号	須賀利線	須賀利	漁協	島勝	365	日	3,620	回	往 6.0 Km (平均)	往 Km (平均)	往 Km (平均)	%	21,720.0	Km			
										復 6.0 Km 6.0 Km	復 Km Km	復 Km Km						
	第2号					日		回	往 0.0 Km (平均)	往 Km (平均)	往 Km (平均)	%	0.0	Km				
									復 0.0 Km 0.0 Km	復 Km Km	復 Km Km							
	第3号					日		回	往 0.0 Km (平均)	往 Km (平均)	往 Km (平均)	%	0.0	Km				
									復 0.0 Km 0.0 Km	復 Km Km Km	復 Km Km Km							
	第4号					日		回	往 0.0 Km (平均)	往 Km (平均)	往 Km (平均)	%	0.0	Km				
									復 0.0 Km 0.0 Km	復 Km Km Km	復 Km Km Km							
	第5号					日		回	往 0.0 Km (平均)	往 Km (平均)	往 Km (平均)	%	0.0	Km				
									復 0.0 Km 0.0 Km	復 Km Km Km	復 Km Km Km							
合計		5系統								往 6.0 Km 復 6.0 Km 6.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km 0.0 Km		21,720.0	Km			

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ ト	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (前々年度の乗積額) ト×ヲ以上の額:カ ワ	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ ワ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 フーカ＝ヨ	ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助室内定申請 額 (ネ又はナのうちいずれ か少ないほうの額) ラ
東海	第1号	7,354,174 円	33円88銭	735,873 円	6,618,301 円	6,618,301 円	6,618 千円	3,309.0 千円		
	第2号									
	第3号									
	第4号									
	第5号									
合計		7,354,174 円		735,873 円	6,618,301 円	6,618,301 円	6,618 千円	3,309 千円	1,619 千円	1,619 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	7,198,008 円										
	第2号	0 円										
	第3号	0 円										
	第4号	0 円										
	第5号	0 円										
合計		7,198,008 円	5,579,008 円	円	%	5,579,008 円	100.0 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者には別表2）の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	三重交通株式会社	平成27年度分
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,128,127	千円	営業外収益	30,486	千円
	営業費用	7,322,496	千円	営業外費用	28,168	千円
	営業損益	△ 1,194,369	千円	営業外損益	2,318	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,843,096.2	km		経常収支率	83.78	%

基準期間の前年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,141,960	千円	営業外収益	36,261	千円
	営業費用	7,270,005	千円	営業外費用	26,695	千円
	営業損益	△ 1,128,045	千円	営業外損益	9,566	千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,931,477.8	km		経常収支率	84.67	%

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,336,463	千円	営業外収益	47,676	千円
	営業費用	7,253,063	千円	営業外費用	23,690	千円
	営業損益	△ 916,600	千円	営業外損益	23,986	千円
基準期間の前々年 年度の 実車走行キロ(ハ'')	24,172,703.7	km		経常収支率	87.73	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間の前々年度」) ロ'÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間の前年度」) ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (「基準期間」) ロ÷ハ＝c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2＝d
東海	301円03銭	318円19銭	321円76銭	0.0341 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) [*] ＝	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	332円84銭	348円76銭	332円84銭	269円60銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び 同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率 (「チー(リ＋ス)」÷「チ＝ ル」)	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ス	リ	ス					
東海	第1号	尾鷲市ミミズチ(バス) 八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365	日	2,920	回	往 30.6 Km 復 30.6 Km	平均) 30.6 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	% 100.000%	89,352.0 Km
	第2号	尾鷲市ミミズチ(バス) 八鬼山線	三木里駅前		東古江	365	日	730	回	往 3.4 Km 復 3.4 Km	3.4 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	% 100.000%	2,482.0 Km
	第3号	尾鷲市ミミズチ(バス) ハラソ線	瀬木山	三木里駅前	梶賀	365	日	2,920	回	往 24.5 Km 復 24.5 Km	24.5 Km	往 Km 復 Km	Km	往 Km 復 Km	Km	% 100.000%	71,540.0 Km
	合計	3系統								往 58.5 Km 復 58.5 Km	58.5 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		163,374.0 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:「フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ノの額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:「カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 「フーカ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助室内定申請額 (「ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額」) ラ
東海	第1号	29,739,919 円	98円58銭	8,808,320 円	20,931,599 円	20,931,599 円	20,931 千円	10,465.5 千円		
	第2号	826,108 円	97円69銭	242,466 円	583,642 円	583,642 円	583 千円	291.5 千円		
	第3号	23,811,373 円	113円03銭	8,086,166 円	15,725,207 円	15,725,207 円	15,725 千円	7,862.5 千円		
合計		54,377,400 円		17,136,952 円	37,240,448 円	37,240,448 円	37,239 千円	18,619 千円	9,111 千円	9,111 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	20,931,599 円										
	第2号	583,642 円										
	第3号	15,725,207 円										
合計		37,240,448 円	28,129,448 円	円	%	28,129,448 円	100.0 %	円	%	円	%	

（補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表）						
補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前々年 度) a	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷a)-1)+(g÷f)- 1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
東海	第1号	116円56銭	110円00銭	104円19銭	-0.0545 %	98円58銭
	第2号	118円78銭	110円00銭	104円19銭	-0.0633 %	97円69銭
	第3号	93円82銭	100円63銭	106円16銭	0.0637 %	113円03銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

- (1) 記載要領
- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
 - 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
 - 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
 - 13.「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
 - 17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	尾鷲市	平成27年度分
------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,407	千円	営業外収益		千円
	営業費用	11,000	千円	営業外費用		千円
	営業損益	△ 9,593	千円	営業外損益	0	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	52,231.5	km	経常収支率		12.79	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	210円60銭	338円42銭	210円60銭	26円93銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のキロ程の 比率	計画実車走行キロ		
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	ヲ					
東海	第1号	尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	紀伊松本	365	日	3,650	回	往 7.8 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	100.000%	28,470.0 Km
										復 7.8 Km	7.8 Km	復 Km	Km	復 Km	Km		
	第2号	尾鷲地区	尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	365	日	3,285	回	往 6.1 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	100.000%	20,038.5 Km
										復 Km	6.1 Km	復 Km	Km	復 Km	Km		
	第3号	尾鷲地区	尾鷲駅	朝日町	夢古道おわせ	365	日	730	回	往 5.1 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	100.000%	3,723.0 Km
										復 5.1 Km	5.1 Km	復 Km	Km	復 Km	Km		
							日	回	往 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	%	Km	
							日	回	往 Km	平均)	往 Km	平均)	往 Km	平均)	%	Km	
合計		3系統								往 19.0 Km 復 12.9 Km	19.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		52,231.5 Km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (前々年度の乗積額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ－カ＝ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助並内定申請 額 (ネ又はナのうちいづれ か少ないほうの額) ラ				
東海	第1号	5,995,782	円	26円93銭	766,697	円	5,229,085	円	5,229 千円	2,614.5 千円				
	第2号	4,220,108	円	26円93銭	539,636	円	3,680,472	円	3,680 千円	1,840.0 千円				
	第3号	784,063	円	26円93銭	100,260	円	683,803	円	683 千円	341.5 千円				
			円			円		円	千円	千円				
			円			円		円	千円	千円				
合計		10,999,953	円		1,406,593	円	9,593,360	円	9,593,360	円	9,592 千円	4,796 千円	2,347 千円	4,796 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
東海	第1号	5,229,085	円											
	第2号	3,680,472	円											
	第3号	683,803	円											
			円											
			円											
合計		9,593,360	円	4,797,360	円		%	4,797,360	円	100.0	%		円	%

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	尾鷲市	平成27年度分
------	-----	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	736 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	736 千円
	営業費用	7,934 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	7,934 千円
	営業損益	△ 7,198 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 7,198 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	21,720.0 km					経常収支率 9.28 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり ロ÷ハ＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	365円28銭	338円59銭	338円59銭	33円88銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック市町村外 乗入部分以外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ＝ ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
東海	第1号	須賀利線	須賀利	漁協	島勝	365 日	3,620 回	往 6.0 Km 復 6.0 Km	平均) 6.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	100.000%	21,720.0 Km
	第2号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
	第3号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
	第4号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
	第5号					日	回	往 0.0 Km 復 0.0 Km	平均) 0.0 Km	往 Km 復 Km	平均) Km	往 Km 復 Km	平均) Km	#DIV/0!	0.0 Km
合計		5系統						往 6.0 Km 復 6.0 Km	6.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km 復 0.0 Km	0.0 Km		21,720.0 Km

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ ト	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (前々年度の乗積額) ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ ワ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ－カ＝ヨ	ヨ×ル＝ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2＝ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助室内定申請 額 (ネ又はナのうちいずれ か少ないほうの額) ラ
東海	第1号	7,354,174 円	33円88銭	735,873 円	6,618,301 円	6,618,301 円	6,618 千円	3,309.0 千円		
	第2号									
	第3号									
	第4号									
	第5号									
合計		7,354,174 円		735,873 円	6,618,301 円	6,618,301 円	6,618 千円	3,309 千円	1,619 千円	1,619 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ヲ－カ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号	7,198,008 円										
	第2号	0 円										
	第3号	0 円										
	第4号	0 円										
	第5号	0 円										
合計		7,198,008 円		円	%	5,579,008 円	100.0 %	円	%	円	%	

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
 - 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
 - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	尾鷲市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	8,401
交通不便地域	20,033

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
20,033	尾鷲市全域	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(4)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

平成24年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員名簿

[委員]

氏 名	団体名等	役 職	備考
横田 浩一	副市長	会 長	
豊福 裕二	三重大学人文学部准教授	座長	
川上 岩正	区長会会長 九鬼区長（利用者代表）	副会長	
北村 芳文	自治連合会副会長（利用者代表）	監事	
上村 隼右	老人クラブ連合会 会長（利用者代表）	監事	
岩本 芳和	区長会副会長 早田区長（利用者代表）		
田垣 雅伸	三交南紀交通株式会社 代表取締役 三重交通株式会社 南紀営業所長		
石井 康男	三重県旅客自動車協会 紀北支部長 株式会社クリスタルタクシー尾鷲営業所長		
野村 秀海	三交南紀交通労働組合副執行委員長		
小林 博之	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官		
豊田 幸広	尾鷲警察署交通課長		
笠谷 昇	三重県地域連携部交通政策課長		
東 元昭	国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所 尾鷲維持出張所長		
大西 信也	三重県尾鷲建設事務所長		